

豊橋市河川愛護活動報奨金制度

～みんなの川をみんなの力できれいにしましょう～

○対象となる活動

豊橋市が維持管理する河川、水路等の除草作業若しくは清掃作業を
一日当たり2時間程度行う活動

○対象団体

10人以上で組織する河川愛護活動を行う団体で、市長が認めるもの

○対象期間

当該年度の4月1日から翌年2月末日までの活動

○報奨金

対象期間の活動に対して1人1日400円で、1団体につき限度額
80,000円。当該年度3月中に支払い

※手続きに必要な書類（申請書、計画書、実績報告書）は市役所で配布
します。また、市のホームページからもダウンロードできます。

※手続きについての詳細は、裏面「手続きの流れ」をご覧ください。

【申込み・問合せ先】

豊橋市役所 建設部 河川課

TEL：0532-51-2535

市ホームページ



手続きの流れ



- 市役所に「河川愛護活動団体登録申請書」を提出
※活動を継続されている方は提出不要です
- 市役所が河川愛護活動団体として登録



- 市役所に「河川愛護活動実施計画書」を提出
※可能な限り年間の活動予定日をお知らせください
※活動予定日が変更になる場合は、予定日の2週間前を目途にご連絡ください



- 河川愛護活動の実施
※集めたゴミは必ず**分別**をしてください
- 活動後3週間以内に「河川愛護活動実績報告書（様式第2）」、活動写真、参加者名簿、活動場所のわかる地図等を提出
※活動写真についての注意点
 - 参加者全員の集合写真（参加人数の確認ができるもの）
 - 実施前、実施後の状況のわかる写真



- 提出された活動実績報告書等の審査
- 当該年度3月中に、報奨金の支払い